

# 入札説明書

(太田川流域下水道東部浄化センターで使用する電気)

## 公益財団法人 広島県下水道公社

太田川流域下水道東部浄化センターで使用する電気に係る入札公告（令和6年12月12日）に基づく一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、「公益財団法人広島県下水道公社財務規程」（昭和56年8月4日規程第10号）を適用し、「広島県契約規則」（昭和39年広島県規則第32号）を準用、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1 入札に関する事項

調達件名 及び数量	太田川流域下水道東部浄化センターで使用する電気 ・年間予定使用電力量 19,784,600kWh ・予定使用電力量は、令和5年4月から令和6年3月までの使用実績に基づくものであり、天候等により変動する。
調達件名 の特質等	別紙「仕様書」のとおり
需給期間	令和7年4月1日0時00分～平成9年3月31日24時00分（2年間）
需給場所	広島市南区向洋沖町1番1号 太田川流域下水道東部浄化センター

### 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和3年広島県告示第670号（令和4年から令和6年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等。）によって「61I 電力供給」の資格を認定されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県下水道公社の入札等の参加制限及び広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 需給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。

### 3 入札参加資格申請書等の提出

- (1) 入札への参加を希望する者は、別記様式第1号による入札参加資格確認申請書及び誓約書を提出しなければならない。
- (2) 提出期間  
令和6年12月12日（木）から令和6年12月26日（木）まで（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時30分までの間、随時受け付ける。
- (3) 提出方法  
持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14

年法律第 99 号] 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。〔民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。〕による。ただし、郵送等による場合は、上記(2)の期限までに必着すること。

(4) 申請書の提出先及び申請に関する問合せ先

〒734-0056 広島市南区向洋沖町 1 番 1 号  
公益財団法人広島県下水道公社  
電話（代表番号）（082）286－8200

#### 4 入札の日時及び場所

(1) 日時

令和 7 年 1 月 23 日（木）午前 10 時

ただし、郵送等の場合は、令和 7 年 1 月 22 日（水）午後 4 時 30 分までに必着すること。

(2) 場所

広島市南区向洋沖町 1 番 1 号

公益財団法人広島県下水道公社 2 階会議室

郵送等による入札書及び入札付属書の提出先は、上記 3 (4) の場所とする。

(3) その他

持参による場合は、入札開始前及び開札開始後に提出することはできない。

#### 5 入札書及び入札付属書の提出方法

(1) 入札参加者又はその代理人は、別記様式第 2－1 号による入札書及び別記様式第 2－2 号による入札付属書を入札会場に直接持参するか、郵送等により提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリ、電子メールその他の方法による入札は認めない。

(2) 入札書及び入札付属書（以下「入札書等」という。）は、左上をホチキス止めし、すべてのページに割印を押すこと。

また、入札書に記載する日付は、入札会場に直接持参する場合は入札日（令和 7 年 1 月 23 日）とし、郵送等による場合は入札書の作成日とすること。

(3) 郵送等により入札書等を提出する場合は、入札書等を同一の封筒に入れ密封し、当該封書を外封筒に入れ二重封筒として送付すること。また、いずれの封筒にも入札書提出者の名称（法人の場合はその商号又は名称）及び「令和 7 年 1 月 23 日開札日 太田川流域下水道東部浄化センターで使用する電気に係る入札書在中」の文言を記載すること。

(4) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書等の引換え、変更又は取消しをすることができない。

#### 6 入札書の作成方法

(1) 入札書は別記様式第 2－1 号によること。また、代理人が入札する場合は、入札書を提出する前に別記様式第 3 号による委任状を提出すること。

(2) 代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の所在地、商号又は名称、代表者の氏名、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。なお、入札書に押印する当該代理人の印鑑は、委任状に押印したもの

と同一のものでなければならない。

(3) 入札金額の訂正は認めない。

(4) 入札書には、契約電力及び予定使用電力量に対して、基本料金単価、電力量料金単価、燃料費等調整単価、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）単価、その他必要な料金単価及び2年間割引金額に従って算出した2年間予定総額を記載し、この金額には消費税及び地方消費税相当額を含めること。

## 7 入札付属書の作成方法

(1) 入札付属書は別記様式第2-2号及びその記入例を参考として、2年間予定総額の積算内訳を任意様式（用紙はA4サイズとすること。）に記載して提出すること。

なお、入札付属書の積算に誤りがある場合、また、入札付属書が入札書記載金額と対応していない（金額が一致していない）場合は、無効とする。

(2) 「基本料金」の「力率割引・割増」欄には、仕様書に定めた標準力率（100%）から力率割引・割増を行う場合、その割引・割増後の率を記入すること（標準力率の変動に対する積算を伴う場合は、その積算方法を「基本料金の積算方法」の欄に記入する。）。

(3) 「電力量料金等」の「電力量料金単価」欄には、予定使用電力量に対する各月の時間帯区分ごとにおける電力量料金単価を記入すること。

(4) 「燃料費等調整額」の欄には、予定使用電力量に対する各月ごとの燃料費等調整単価（応札者が設定する算定諸元により積算したもので、令和6年12月実績とする。）を記入すること。なお、燃料費等調整を行わない場合は、記入しないこと。

(5) 「再エネ賦課金」の欄の、予定使用電力量に対する各月ごとの再エネ賦課金単価は、令和6年12月単価（3.49円）を適用することとしているため、修正しないこと。

(6) 「燃料費等調整単価」及び「再エネ賦課金単価（令和6年12月単価（3.49円）」設定は、競争条件を一定にするためのものであり、契約期間中、上記の額に固定されるものではない。

(7) 上記、(4)～(5)以外に必要な料金がある場合は、「その他」の欄の「〇〇の単価」欄に、具体的な料金名称を記入するとともに、予定使用電力量に対する各月ごとの、その単価を記入すること。

(8) 基本料金単価、電力量料金単価、燃料費等調整単価及びその他必要な料金単価には、1円未満の端数（小数点以下第2位まで）を含むことができる。ただし、各月の基本料金及び電力量料金等（電力量料金、燃料費等調整額、再エネ賦課金及びその他必要な料金の合計）の合計額である「月額合計」欄に1円未満の端数があるときは、その全てを切り捨てるものとする。

(9) 「①年間予定料金」の欄には、上記の月額合計の年間総計を記載すること。

(10) 「③2年間割引金額」の欄には、契約に伴う割引金額の設定が別途ある場合に、「②2年間の予定料金」全体に対する割引金額の合計を記載すること。

(11) 「④2年間の予定総額」の欄には、「②2年間の予定料金」から「③2年間割引金額」を減じた額を記載すること。

## 8 開札について

(1) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年1月23日（木） 午前10時 入札終了後直ちに行う。

#### イ 場所

広島市南区向洋沖町1番1号

公益財団法人広島県下水道公社 2階会議室

- (2) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない公社職員を立ち会わせてこれを行う。
- (3) 入札室には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記(2)の立ち会い職員以外の者は入場することができない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札室に入場することができない。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札参加者本人等であることを証明するに足る証明書（社員証等）を携行し、入札関係職員から求められた場合は提示しなければならない。代理人の場合は、入札書提出までに、入札権限に関する別記様式第3号による委任状を提出しなければならない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札室を退場することはできない。

## 9 無効とする入札

次の入札は無効とする。なお、再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札公告等において示した入札書の提出場所及び日時に到達しなかった入札
- (2) その他広島県契約規則第21条各号に掲げる入札

## 10 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 上記(2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない公社職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- (5) 開札をした場合において、落札となるべき価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、無効な入札をした者は再度入札に参加することができない。
- (6) 再度入札は5回まで（初回の入札を含めて6回まで）とする。ただし、郵送等による入札で再度入札が必要となった場合は、開札日から5営業日後に開札場所で開催するものとする。なお、郵送等による再度入札の締切は開札日の前日午後4時30分までに必着、再度入札の入札回数は1回とする。再度入札の2回目以後は、開札に立ち会って入札に参加した者で、引き続き入札を行う。
- (7) 最低制限価格は設定しない。

## 11 契約書の作成

- (1) 契約書には、消費税及び地方消費税相当額を含んだ基本料金単価及び電力量料金単価を記載する。  
なお、燃料費等調整額その他必要な料金については、発注者が必要であると判断した場合、落札者と協議の上、別途定める。
- (2) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から5日（休日を除く。）以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、契約担当職員等が定めた期日まで）に契約書の取りかわしをするものとする。
- (3) 契約担当職員が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (4) 契約書は2通作成し各自その1通を所持するものとする。

## 12 調達に係る質疑について

- (1) 本件調達に関して質疑がある場合は、原則として別記様式第4号の書面により下記13の契約に関する事務を担当する課に提出すること。（提出方法：持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール）
- (2) (1)の受付は、令和6年12月12日（木）から令和7年1月17日（金）午後4時30分までとする。（持参の場合は、休日を除く午前9時から午後4時30分まで）
- (3) 質疑に対する回答は、令和6年12月12日（木）から令和7年1月21日（火）までの間、下記13の場所で閲覧に供するとともに、当社のホームページに掲載する。

## 13 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

〒734-0056 広島市南区向洋沖町1番1号  
公益財団法人広島県下水道公社総務課  
電話番号 082-286-8200  
FAX 082-286-8188  
メールアドレス kengesui@atlas.plala.or.jp

## 14 入札保証金及び契約保証金

免除する。

## 15 特約事項

この入札による契約は、公益財団法人広島県下水道公社の令和7年度収入支出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。

また、令和8年度の当該契約に係る収入支出予算の減額又は削除があった場合は、公益財団法人広島県下水道公社はこの契約を解除することができるものとする。

## 電気調達に係る契約条項

- 1 調達物品 太田川流域下水道東部浄化センターで使用する電気
- 2 需給場所 広島市南区向洋沖町1番1号  
太田川流域下水道東部浄化センター
- 3 需給期間 自 令和 7年 4月 1日 0時00分  
至 令和 9年 3月31日 24時00分
- 4 業務の執行 この業務は、公益財団法人広島県下水道公社財務規程を適用し、広島県契約規則を準用して執行する。
- 5 契約保証金 免除する。
- 6 特約事項 この入札による契約は、公益財団法人広島県下水道公社の令和7年度収入支出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。  
また、令和8年度の当該契約に係る収入支出予算の減額又は削除があった場合は、公益財団法人広島県下水道公社はこの契約を解除することができるものとする。
- 7 調達物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- 8 再エネ特措法 当浄化センターは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第37条の認定がなされている。
- 9 電気料金の支払 (1) 電気料金の支払者は、次の者が支払う。  
ウォーターエージェンシー・安芸公営企業共同企業体  
(2) 請求書の送付先  
〒734-0056広島市南区向洋沖町1番1号  
公益財団法人広島県下水道公社  
(ウォーターエージェンシー・安芸公営企業共同企業体)

上記業務の実施について、本条項と別冊の仕様書に基づいて需給契約を締結し、契約の証として契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年12月12日

契約担当職員 公益財団法人広島県下水道公社 理事長 上仲 孝昌